

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年11月14日（金）第669号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における選挙人名簿登録の基準日
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により，令和7年11月30日執行予定の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）における選挙人名簿の登録について，被登録資格の決定の基準となる日を同月20日（ただし，年齢については同月30日）と定めた。

令和7年11月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿児島県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により，令和7年11月30日執行予定の鹿児島県議会議員補欠選挙（志布志市・曾於郡区）におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月21日からと定めた。

令和7年11月14日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成